

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 12 月 7 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600408号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600051号

第1 結論

昭和54年3月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年3月から昭和58年3月まで

私は、実家のA県B町(現在は、C市)から、D県E市に転居した昭和54年3月頃に、国民健康保険に加入するため同市役所に行った際、国民年金の加入も併せて勧められ、同日付けで国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。請求期間に係る国民年金保険料については、私が毎月納付していた。請求期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、E市へ転居した昭和54年3月頃に、E市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、自分が毎月納付していたと主張している。

しかしながら、E市役所に確認したところ、E市は、国民年金保険料の毎月納付が開始されたのは昭和62年4月からであり、請求期間の保険料の納付周期は3か月単位であると回答しており、請求者の主張する納付周期は、当時のE市における国民年金保険料の取扱いと相違している。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得時期から、昭和58年7月頃に払い出されたものと推認され、その時点では、請求期間のうち、昭和54年3月から昭和56年3月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、オンライン記録の氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和58年7月時点において、昭和56年4月から昭和58年3月までの期間の国民年金保険料は遡って納付することが可能であるところ、オンライン記録及びE市の年度別納付状況リスト(昭和59年5月10日現在)によると、当該期間直後の昭和58年4月から同年9月までの保険料は過年度納付されているものの、請求者は、過年度納付したことについて憶えていない上、「将来に向け納付を

開始した。E市役所で国民年金の加入手続きを行った際、2年間遡って保険料を納付できる旨の説明を受けた記憶はない。」と陳述している。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1600327 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1600194 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 14 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

私は、A 社に平成 13 年 7 月から平成 14 年 2 月末まで勤務したが、同社での厚生年金保険加入期間は平成 13 年 7 月 21 日から平成 14 年 2 月 1 日までとなっている。平成 14 年 2 月分の給与支給明細書の控除欄に記載されている厚生年金保険料は、同年 2 月分の厚生年金保険料と思われるので、A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年 3 月 1 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社における勤務は平成 14 年 2 月末までであり、平成 14 年 2 月分の給与支給明細書の控除欄に記載されている厚生年金保険料は、同年 2 月分の厚生年金保険料である旨主張している。

しかしながら、請求者に係る雇用保険の記録により、①請求者の離職日は平成 14 年 1 月 31 日となっていること、②請求者は同年 2 月 4 日に求職の申込を行っていること、③請求者は同年 2 月 12 日から同年 4 月 21 日まで求職者給付の基本手当を受給していることがそれぞれ確認できる。

また、A 社から厚生年金保険に関する手続き等の業務を受託している社会保険労務士から提出された請求者に係る社員名簿及び雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）により、退社日及び離職日は、ともに平成 14 年 1 月 31 日であることが確認できる上、当該社会保険労務士から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日は同年 2 月 1 日であることが確認できる。

さらに、上記社会保険労務士は、給与からの厚生年金保険料の控除は翌月控除と回答していることから、請求者から提出された平成 14 年 2 月分給与支給明細書の控除欄に記載されている厚生年金保険料は、同年 1 月分の厚生年金保険料と認められる。

加えて、事業主に請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除等について照会したが、回答を得られないため、事業主により請求内容どおりの手続き等が行われたのか確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600381号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600195号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年1月頃から同年11月頃まで

年金記録を確認したところ、A社B事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録がない。昭和45年1月頃、A社B事業所に正社員として採用され、同年11月頃に会社が閉鎖するまで勤務した。入社した際に社会保険の手続のため、既に持っていた年金手帳を渡し、健康保険証を受け取った記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたと思う。

請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していたとするA社B事業所の所在地を管轄する法務局管内において、同社に係る商業登記の記録は確認できない上、請求者のA社B事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

また、請求者は、勤務していたとするA社B事業所の事業主、事業所長及び同僚の氏名を記憶していない上、給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持していないため、請求期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、A社B事業所の本社はC県にあったとしているところ、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「オンライン記録等」という。)で、同一名称の事業所がC県にあることが確認できることから、当該事業所にA社B事業所に関する照会をしたところ、20年以上前から会社は休眠状態にあり、以前の書類はないと回答があり、請求者が勤務していたとするA社(B事業所)とオンライン記録で確認できるA社が同一事業所であることが確認できない。

加えて、オンライン記録等で確認できるC県にあるA社において請求期間に厚生年金保険の加入記録のある従業員に対し、請求者及びA社B事業所に関する照会をしたが、請求者及びB

事業所について知らないと回答があった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。